

# 富山県医師会母体保護法指定医師審査規則

(2020年2月27日施行)

## 第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、母体保護法（平成8年法律第105）第14条に定める指定医師（以下「指定医師」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 母体保護法指定医師審査委員会

(母体保護法指定医師審査委員会の設置)

第 2 条 富山県医師会定款第4条および第50条に基づき、母体保護法指定医師審査委員会を設ける。

(任 務)

第 3 条 母体保護法指定医師審査委員会は、富山県医師会長の諮問に応じて、指定医師の審査及び母体保護法に関する必要事項を調査審議し、答申又は建議するものとする。

(構 成)

第 4 条 母体保護法指定医師審査委員会は次に掲げる委員5名を以て構成する。

- (1) 富山県産婦人科医会が推薦する委員 2名
- (2) 富山県医師会が推薦する委員 3名
  - 2 前項(2)の委員の3名中、1名は富山県医師会母体保護法担当理事とし、また、1名は医師でない者（弁護士資格を有する法律家）とする。

(委 員)

第 5 条 委員は、富山県医師会会長が委嘱する。

2 委員の任期は、富山県医師会役員の任期に準じ、2年とし、再任を妨げない。但し、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は後任者が委嘱されるまでその任務を行うものとする。

(委 員 長)

第 6 条 母体保護法指定医師審査委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員が互選する。

3 委員長は委員会を運営する。

## 第3章 申 請

(申請の種類)

第 7 条 指定医師に関する申請は、次に掲げるものとする。

- (1) 母体保護法指定医師指定申請
- (2) 就業医療施設の異動、又は設備変更による申請

- (3) 指定医師更新申請
- (4) 指定医師失効後の再指定の申請
- (5) 研修医療施設および研修連携医療施設の申請

2 前項による申請に必要な申請書および付属書類（以下、「申請書類」という。）は、富山県医師会母体保護法指定医師の指定基準に定める。

3 次に掲げる場合は、第1項（1）による申請を行うものとする。

- (1) 指定医師が病気、その他やむを得ない理由で、他の医師を臨時に雇入れて、不妊手術又は人工妊娠中絶を行わせる場合
- (2) 医療施設に勤務中の医師が当該医療施設をやめて新たな医療施設に異動する場合

（申請の手続）

第8条 指定医師になろうとする者は、申請書類に手数料を添え、富山県医師会長に提出するものとする。

2 未指定の医療施設の設備調査には、富山県医師会母体保護法担当理事の立会を求めることとする。

第9条 指定医師が指定を受けた医療施設を異動したとき、もしくは、医療施設の設備内容に著しい変更をしたときは、申請書類に手数料を添えて、富山県医師会長に提出するものとする。

2 設備変更を行う調査には、第8条第2項を準用する。

第10条 指定更新は、平成30年4月1日以降2年毎に行うものとし、更新を行わなかった場合または更新が不相当と認められる場合には指定の更新を行わない。この場合、指定証の期限（3月31日）をもって指定医師資格は失効する。この場合、富山県医師会長は、失効した者に対して失効通知を交付するが、通知の到達の如何にかかわらず前記期日に失効するものとする。

なお、指定医師として不適格な事情が発生した場合には、定期的更新を待つことなく直ちに指定の取消しその他の処分を行うものとする。

2 指定医師で継続して指定を受けようとする者は、申請書類に手数料を添え、富山県医師会長に提出するものとする。

（再指定）

第11条 第10条第1項により指定医師資格を失効した者は、失効後2年未満に限り、指定更新の条件を満たし指定医師として適格と認められる場合、資格の再指定を認める。この場合、資格の再指定の申請に充当した研修受講履歴は、再指定後の指定医師資格の更新要件に充当できない。

2 前項により指定医師資格の再指定を希望する者は、申請書類に手数料を添え、富山県医師会長に提出するものとする。

3 2年以上の失効期間がある場合には、新規申請とする。

第12条 指定医師の指定を受けるための研修を行う医療施設は、富山県医師会長の指定を受けた研修医療施設および研修連携医療施設、もしくは他都道府県医師会で指定された研修医療施設および研修連携医療施設のみとする。

- 2 医療施設が単独では研修医療施設の要件を満たさない場合でも、医育機関や要件を満たす研修医療施設と連携することにより実地指導ができる場合、富山県医師会長は研修医療施設の研修連携医療施設に指定することができる。
- 3 富山県医師会長が研修医療施設および研修連携医療施設に指定する条件は、富山県医師会母体保護法指定医師の指定基準に定め、条件を満たすことができなくなったときは直ちに富山県医師会長に報告し、研修医療施設および研修連携医療施設の指定を停止するものとする。
- 4 前項により研修医療施設および研修連携医療施設の指定を申請する場合は、申請書類を富山県医師会長に提出するものとする。

(申請の処理)

第13条 富山県医師会長は第7条による申請を受理したときは申請書類を検討し、その他必要がある場合は、その事項を調査し母体保護法指定医師審査委員会にその適否を諮問するものとする。

ただし、就業医療施設の異動又は設備変更による申請、指定医師失効後の再指定の申請、研修医療施設および研修連携医療施設の申請については、母体保護法指定医師審査委員会の諮問を省略することができる。

第14条 富山県医師会長は母体保護法指定医師審査委員会の答申により、理事会の議を経てその適否を決定する。

2 富山県医師会長は前項の適否を申請者に通知するものとする。

3 指定が決定したときは、台帳に登録し、申請者に指定証を交付するものとする。

(審査基準)

第15条 指定医師に関する指定基準については、別に定める「富山県医師会母体保護法指定医師の指定基準」によるものとする。

## 第4章 不服審査委員会

(不服審査委員会の設置)

第16条 指定に関して不服を有する医師に対し、公正にその意見を徴して審査を行うため、不服審査があった場合は富山県医師会内に指定医師審査委員会とは別の独立した不服審査委員会を設ける。

(不服審査の請求)

第17条 指定に関して不服を有する医師は、指定の不可、再指定の不可、指定の失効、指定の取消又は停止の通知を受けた日から1カ月以内に、富山県医師会長に不服審査を請求することができる。

2 富山県医師会長は、不服審査委員会の審査結果に基づき不服申立てに対する措置を行う。

(委員)

第18条 不服審査委員会の委員は5名とし、下記の構成とする。

- (1) 医師である委員 3名

(2) 医師でない委員 2名

2 前項(2)の委員中1名は、弁護士資格を有する法律家とする。

3 母体保護法指定医師審査委員会の代表者は、不服審査委員会に出席し、経緯を説明する。

## 第5章 雑 則

(委員会の経費)

第19条 委員会の経費は、富山県医師会より支弁する。

2 委員会委員の費用弁償並びに旅費は、富山県医師会費用弁償並びに旅費規程による。

(指定証の再交付申請)

第20条 指定医師は、指定証を破損し、汚しまたは失ったときは、富山県医師会長に再交付を申請することができる。

(指定証の返納)

第21条 指定医師は、指定の効力を失い、またはその指定を取消されたときは指定証を富山県医師会長に返納しなければならない。

(申請手数料)

第22条 指定医師の申請に関する手数料は、次のとおりとする。

- |                            |         |
|----------------------------|---------|
| (1) 母体保護法による指定医師の新規指定      | 50,000円 |
| (2) 就業医療施設の異動による指定、指定証の再交付 | 5,000円  |
| (3) 設備変更による医療施設指定          | 20,000円 |
| (4) 指定更新・失効後再指定            | 10,000円 |

2 納付された手数料は理由の如何を問わず返付しない。

3 手数料は、富山県医師会の歳入とする。

(規則の変更)

第23条 この規則を変更しようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 附 則

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 平成16年12月22日一部改正

3 平成25年12月26日一部改正

4 2020年2月27日一部改正